

6月1日から

高齢者等世帯ごみ出し支援を始めます

ごみを出すことが困難な高齢の方や障がいのある方などのために、玄関前などに出したごみを収集する高齢者等世帯ごみ出し支援を始めます。これによりごみを集積所にもって行かずに捨てることができます。

また、ごみが出ていない場合は安否確認を行います。支援を受けるには事前に申請書と同意書の提出が必要です。

☎712-6301清掃事業課

収集当日の流れ



玄関前などにごみを出す

(集合住宅にお住まいの方は原則玄関前で手渡しになります)



委託業者が収集

収集日

月～金曜日のうち1日

(収集日が祝日の場合)
も収集を行います

収集時間

原則午前9時から

新型コロナウイルス感染症の影響により、収集開始時間が一時的に変更になる場合があります。詳しくは市公式Webサイトなどで確認してください。

ごみが出ていない場合、安否の確認を行います



ごみが出ていない



委託業者が声かけを行う



応答がない場合、委託業者が
市に連絡を入れる



市から緊急連絡先に
連絡を入れる

ごみを出さない場合は、委託業者が見てわかる位置(玄関やベランダなど)に市川市指定の「燃やさないごみの袋(赤い文字)」を結ぶか、収集日前日までに清掃事業課へ連絡してください。

支援を受けられる対象

自らごみ集積所にごみを出すことが困難であり、次のいずれかにあてはまる方

①ひとり暮らしで、次のア～エのいずれかに該当する方

- ア 介護保険における要介護1～5の認定を受けている方
- イ 身体障害者手帳2級以上(視覚及び肢体不自由障害者は3級以上)の障がいのある方
- ウ 療育手帳所持者の中で最重度、重度の方
- エ 精神障害者保健福祉手帳1級の障がいのある方

② ①のア～エのいずれかに該当する方で、その同居者も全員が①のア～エのいずれかに該当する方

次のことについては下記問い合わせ先にお問い合わせください。

介護保険・要介護認定に関すること = ☎712-8545介護福祉課

障害者手帳に関すること = ☎712-8513障がい者支援課

利用開始までの手順

①申請書及び同意書の持参及び郵送

清掃事業課(市川南仮設庁舎)、☎介護福祉課、☎障がい者支援課に設置している申請書、同意書(市公式Webサイトからもダウンロード可)に必要な事項を記入の上、上記3課(〒272-8501住所不要)いずれかに提出
※状況により訪問調査を行う場合があります

道幅が狭い道路(狭隘道路)沿いにお住まいの方など、収集が困難な場合は、事前に相談させていただくことがあります

②利用希望者に収集日などをお知らせ

③利用開始

6月1日から布類の収集を休止します

新型コロナウイルス感染症の影響により、布類の海外流通が停滞し、受け入れができないため、布類の収集を一時休止します。6月1日(月)以降に出された布類は、再利用されませんので、当面の間、自宅で保管してください。

☎712-6301清掃事業課

外出自粛などで在宅時間が増加し、自宅からごみを捨てる機会が増えています。使用済のマスクやティッシュを捨てたごみ袋はごみに直接手が触れることがないようにしっかり結んで捨ててください。また、ごみを捨てた後はしっかり手を洗いましょう。